

日タイ経済連携協定(JTEPA)における恩恵の活用

- CC (類への変更)
- CTH (項への変更)
- CTSH (号への変更)
- Q.V.C. = F.O.B. - V.N.M. **X** 100
F.O.B.

部/類 H.S.関税番号	関税率			原産地規則 (製品の特別規則: PSR)
	協定	一般特 恵関税	JTEPA	
第11部 紡織用繊維及びその製品 (第50 - 63類)				
第50類 絹				
50.01 -	0-6%	なし	なし(R,X), 0	他の全ての類から、50.01項から50.04項への変更。
50.05 - 50.06	4.8-7.3%	0	0	当該グループの範囲外のすべての項を、50.05項から50.06項までに変更。
50.07	8-20%	なし	0	50.04項から50.06項を除いて、他の任意の項から50.07項への変更。繊維が当事者において染色またはプリントされた場合、50.04項から50.06項までを50.07項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色又はプリントされた場合、50.04項から50.06項までを50.07項へ変更。
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸ならびにこれらの織物				
51.01 -	無税	なし	0	他の全ての類から、51.01項から51.05項への変更。
51.06 -	2.4-2.7%	0-1.62%	0	当該グループの範囲外のすべての項を、51.06項から51.10項までに変更。
51.11 -	3.5-7.9%	0-4.7%	0	51.06項から51.10項を除いて、当該グループの範囲外のすべての項を51.11項から51.13項へ変更。繊維が当事者において染色又はプリントされた場合、51.06項から51.10項までを51.11項から51.13項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色またはプリントされた場合、51.06項から51.10項までを51.11項から51.13項へ変更。
第52類 綿				
52.01 -	無税	なし	0	他の全ての類から、52.01項から52.03項への変更。
52.04 -	1.9-5.6%	1.8-	0	52.03項を除いて、当該グループの範囲外のすべての項を52.04項から52.07項へ変更。

部/類 H.S.関税番号	関税率			原産地規則 (製品の特別規則: PSR)
	協定	一般特 恵関税	JTEPA	
52.08 -	3.7-7.4%	No, 0	0	52.04項から52.07項を除いて、当該グループの範囲外のすべての項を52.08項から52.12項へ変更。繊維が当事者において染色又はプリントされた場合、52.04項から52.07項までを52.08項から52.12項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色またはプリントされた場合、52.04項から52.07項までを52.08項から52.12項へ変更。
第53類 その他の植物性紡織物繊維及び紙糸とその織物				
53.01 -	無税	なし	0	他の全ての類から、53.01項から53.05項への変更。
53.06 -	2-7.9%	0-1.58%	0	当該グループの範囲外のすべての項を53.06項から53.08項へ変更。
53.09 -	2.5-10%	0-2%	0	53.06項から53.08項を除いて、当該グループの範囲外のすべての項を53.09項から53.11項へ変更。繊維が当事者において染色又はプリントされた場合、53.06項から53.08項までを53.09項から53.11項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色またはプリントされた場合、53.06項から53.08項までを53.09項から53.11項へ変更。
第54類 人造繊維の長繊維				
54.01 -	2.7-6.6%	0.54-	0	他の全ての類から、54.01項から54.06項への変更。
54.07 -	4-10%	3.2-8%	0	54.01項から54.06項を除いて、当該グループの範囲外のすべての項を54.07項から54.08項へ変更。繊維が当事者において染色又はプリントされた場合、54.01項から54.06項までを54.07項から54.08項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色またはプリントされた場合、54.01項から54.06項までを54.07項から54.08項へ変更。
第55類 人造繊維の短繊維				
55.01 -	0-6.6%	0-3.96%	0	54.01項から54.06項を除いて、他の全ての類から、55.01項から55.07項への変更。
55.08 -	3.3-6.6%	1.98-	0	55.06項から55.07項を除いて、当該グループの範囲外のすべての項を55.08項から55.11項へ変更。

部/類 H.S.関税番号	関税率			原産地規則 (製品の特別規則: PSR)
	協定	一般特 恵関税	JTEPA	
55.12 -	4-10%	3.2-8%	0	55.08項から55.11項を除いて、当該グループの範囲外のすべての項を55.12項から55.16項へ変更。繊維が当事者において染色又はプリントされた場合、55.08項から55.11項までを55.12項から55.16項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色またはプリントされた場合、55.08項から55.11項までを55.12項から55.16項へ変更。
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、コード、綱及びケーブル並びにこれらの製品				
56.01 -	0-5.6%	0	0	50.04項から50.07項、51.06項から51.13項、52.04項から52.12項、53.06項から53.11項、55.08項から55.16項または第54類を除いて、他の全ての類から、56.01項から56.03項への変更。
56.04 -	0-7.2%	0-3.18%	0	50.04項から50.06項、51.06項から51.10項、52.04項から52.07項、53.06項から53.08項、54.01項から54.06項、または55.08項から55.11項を除いて、他の全ての類から、56.04項から56.09項への変更。
第57類 絨毯その他の紡織用繊維の床用敷物				
57.01 -	0-9.6%	0-5.04%	0	50.04項から50.07項、51.06項から51.13項、52.04項から52.12項、53.06項から53.11項、55.08項から55.16項、または第54類を除いて、他の全ての類から、57.01項から57.05項への変更。
第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及び刺繍布				
58.01 -	0-14.2%	0-6.56%	0	50.04項から50.06項、51.06項から51.10項、52.04項から52.07項、53.06項から53.08項、54.01項から54.06項、55.08項から55.11項を除いて、他の全ての類から、58.01項から58.11項への変更。
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				
59.01	3.3-4%	0	0	50.07項、51.11項から51.13項、52.08項から52.12項、53.09項から53.11項、54.07項から54.08項、または55.12項から55.16項を除いて、他の全ての類から59.01項への変更。
59.02	3.5-6.6%	0	0	50.04項から50.07項、51.06項から51.13項、52.04項から52.12項、53.06項から53.11項、55.08項から55.16項、または第54.類を除いて、他の全ての類から、59.02項への変更。

部/類 H.S.関税番号	関税率			原産地規則 (製品の特別規則: PSR)
	協定	一般特 恵関税	JTEPA	
59.03 -	0-6.5%	0	0	50.07項, 51.11項から51.13項, 52.08項から52.12項, 53.09項から53.11項, 54.07項から54.08項、または55.12項から55.16項を除いて、他の全ての類から、59.03項から59.09項への変更。
59.10	3.5-4.9%	0	0	50.04項から50.07項, 51.06項から51.13項, 52.04項から52.12項, 53.06項から53.11項, 55.08項から55.16項、または第54類.を除いて、他の全ての類から59.10項への変更。
59.11	2.8-4.9%	0	0	50.07項, 51.11項から51.13項, 52.08項から52.12項, 53.09項から53.11項, 54.07項から54.08項、または55.12項から55.16項.を除いて、他の全ての類から59.11項への変更。
第60類 メリヤス編物及びクロセ編物				
60.01 -	0-9.8%	0-7.84%	0	50.04項から50.06項, 51.06項から51.10項, 52.04項から52.07項, 53.06項から53.08項, 54.01項から54.06項、または55.08項から55.11項を除いて、他の全ての類から、60.01項から60.06項への変更。繊維が当事者において染色又はプリントされた場合、50.04項から50.06項, 51.06項から51.10項, 52.04項から52.07項, 53.06項から53.08項, 54.01項から54.06項、または 55.08項から55.11項までを60.01項から60.06項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色またはプリントされた場合、50.04項から50.06項, 51.06項から51.10項, 52.04項から52.07項, 53.06項から53.08項, 54.01項から54.06項、または55.08項から55.11項までを60.01項から60.06項へ変更。
第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのもの)				
Note				
61.01 -	5-14%	なし	0	繊維が当事者において染色又はプリントされた場合、52.04項から52.07項までを52.08項から52.12項へ変更。または、織り糸が織地に織られる前に当事者において染色またはプリントされた場合、52.04項から52.07項までを52.08項から52.12項へ変更。50.07項, 51.11項から51.13項, 52.08項から52.12項, 53.09項から53.11項, 54.07項から54.08項, 55.12項から55.16項、または第60類における非原産地の原材料が使われる場合、あるいはアセアンの加盟国である当事者ないし非当事者において非原産地の原材料で織られる場合、他の全ての類から61.01項から61.17項への変更。

部/類 H.S.関税番号	関税率			原産地規則 (製品の特別規則: PSR)	
	協定	一般特 恵関税	JTEPA		
第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)					
Note					
	62.01 -	6.5-	なし	0	50.07項, 51.11項から51.13項, 52.08項から52.12項, 53.09項から53.11項, 54.07項から54.08項, 55.12項から55.16項, または第60類における非原産地の原材料が使われる場合、あるいはアセアンの加盟国である当事者ないし非当事者において非原産地の原材料で織られる場合、他の全ての類から62.01項から62.11項への変更。
	62.12	8-8.4%	0	0	50.07項, 51.11項から51.13項, 52.08項から52.12項, 53.09項から53.11項, 54.07項から54.08項, 55.12項から55.16項, または第60類における非原産地の原材料が使われる場合、あるいはアセアンの加盟国である当事者ないし非当事者において非原産地の原材料で織られるか、メリヤス編みか、またはクロセ編みの場合、他の全ての類から62.12項への変更。
	62.13 -	5.3-	0-7.2%	0	50.07項, 51.11項から51.13項, 52.08項から52.12項, 53.09項から53.11項, 54.07項から54.08項, 55.12項から55.16項, または第60類における非原産地の原材料であって、アセアンの加盟国である当事者ないし非当事者において非原産地の原材料で織られる場合、他の全ての類から62.13項から62.17項への変更。
第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ					
	63.01 -	0-10.9%	0-6.32%	0	当事者によって製品を裁断し(編んで形を作り)、縫製し、アSEMBルする場合、50.07項, 51.11項から51.13項, 52.08項から52.12項, 53.09項から53.11項, 54.07項から54.08項, 55.12項から55.16項, 58.01項から58.02項, または第60類から第62類を除いて、他のすべての類から、63.01項から63.10項への変更。